

事 務 連 絡

令和2年1月15日

指定一般相談支援事業所 管理者 様

京都市障害保健福祉推進室在宅福祉課長

(在宅福祉第一担当：小西)

地域移行支援における更なる更新について

標記の件について、厚生労働省の介護給付費等に係る支給決定事務等における事務処理要領では、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断することとされています。

つきましては、下記のとおり個別審査等に係る事務手順を新たに定めるとともに、別紙のとおり様式を定めましたので、適切にお取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う。

2 対象者

次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象とする。

- (2) 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれる。

- (3) 救護施設又は更生施設に入所している者

- (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（平成21年4月17日法務省保観第244号、法務省矯正局長、保護局長連名通知に基づき、特別調整対象者に選定された

障害者をいう。)のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

- (5) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

3 支給決定期間

月を単位として、6箇月の範囲内とする。

ただし、6箇月の範囲内で更新可能とする（最長1年以内）。

更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断する。

4 支給決定時の留意事項

地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てたうえで効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、障害者総合支援法施行規則第34条の42第1項において給付決定期間を6箇月間までとされている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6箇月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

5 更なる更新に係る市町村審査会での個別審査

最長の支給決定期間である1年を超過してサービス利用が必要な場合、以下の手順で市町村審査会の個別審査へ諮ることとする。

- (1) 保健福祉センターは、利用者からの利用申請があった場合には、地域移行支援の更なる更新に係る判定票（以下「判定票」という。）の①に利用者の基本情報を記入し、利用者が契約している一指定一般相談支援事業者へ判定票を交付する。
- (2) 指定一般相談支援事業者は、判定票の②を記入し、保健福祉センターへ返送する。
- (3) 保健福祉センターは、判定票の記載内容その他指定一般相談支援事業者からの聴き取り等により把握した情報を基に判定票の③を記入し、判定票を審査会事務局へ送付する。
- (4) 審査会の個別審査を経た判定票は、保健福祉センターへ返送される。
- (5) 保健福祉センターは、返送された判定票の④を確認し、支給・不支給の決定を行う。